

中井中央公園指定管理者募集要項



◆ 中井中央公園ハートの丘 ◆

令和 8 年 6 月

中井町

目 次

1	施設の設置目的	1
2	施設の概要	1～3
3	指定管理者が行う業務	3
4	指定管理業務等に係る経費	3～5
5	指定期間	5
6	公園の供用期間・供用時間・休園日	5
7	管理の基準	5～6
8	責任分担に対する基本的な考え方	8
9	応募資格	8
10	応募申請の手続き	8～10
11	応募申請書類	10～11
12	選定方法	11～12
13	選定結果の通知及び指定手続き等	12
14	協定の締結	12～13
15	指定管理者の指定の取消し	13～14
16	業務の引継ぎ	14
17	その他	14～16
18	問い合わせ先	16

- ・様式 1～6
- ・資料 1～9
- ・図 1
- ・参考資料 1～2



◆ ローラー滑り台（延長101.7m）◆

中井中央公園 指定管理者募集要項

中井町では、中井中央公園の管理について、利用者の多様なニーズに効果的・効率的に対応しながら、更なるサービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を平成25年度より導入しています。

令和9年度からの第4期事業をスタートさせるため、中井町都市公園条例（以下「条例」という。）に基づき、広く事業者を公募し、公園の管理・運営について創意工夫のある提案・企画を募集します。

1 施設の設置目的

中井中央公園は、子どもから高齢者に至るまで幅広い世代が気軽にスポーツを楽しみ、地域交流の活性化を図るためのイベント会場として活用されるなど、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

2 施設の概要

施設の名称	所在地	開設年度	面積	備考
中井中央公園	中井町比奈窪580番地	平成9年度	17.8ha	指定緊急避難場所

(1) 野球場

- ・面積 16,320㎡
- ・グラウンド 両翼 97.6m、センター 122.0m
- ・スタンド 804.49㎡（客席＋通路） 916席、内外野芝生席（各1,000人収容）
- ・ナイター照明 6基、スコアボード（LEDフルビジョン）
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建て 905.70㎡
事務室、放送室、会議室、ロッカー室、医務室、トイレ 等

(2) パークゴルフ場

- ・面積 約12,000㎡
- ・コース 18ホール（PAR 66）、距離 716m
- ・体験コース（身体障がい者・初心者向） 3ホール 完備
- ・スタートハウス 木造平屋建て 20㎡
- ・レストハウス 木造平屋建て 48㎡
- ・日本パークゴルフ協会公認コース

(3) 多目的広場

- ・面積 29,000㎡

- ・グラウンド クレー舗装 両翼91.5m（移動式バックネット）
- ・サッカーコート 105m×68mまで可能
- ・サッカーゴール 一般用・少年用 各1組
- ・野球用マウンド 1か所（移動式バックネット）
- ・旗揚ポール 3本
- ・トイレ 2棟（北側・南側）
- ・倉庫（北側） 1棟、物置（南側） 1棟

（4）コミュニティ広場

① 遊びの広場

- ・遊具 9基
- ・ゴムチップ、休憩施設
- ・ミスト設備（ガーデンアーチ） 1基
- ・東屋 1棟（ハートの丘）

② 水辺の広場

- ・循環式水路 せせらぎ（長さ40m、幅1.5m、水深5cm）
- ・親水池 直径22m、水深15cm
- ・トイレ 1棟
- ・ミスト設備（ガーデンアーチ） 1基

（5）里やま直売所

- ・里やま直売所 木造平屋建て 100㎡

※施設周辺の維持管理のみ、指定管理業務となります。

（6）里都まち交流拠点

- ・里都まちC A F E 木造平屋建て 180.61㎡
- ・里都まちキッチン 木造平屋建て 41.40㎡
- ・里都まちミニパーク、里都まちキッズガーデン（芝生エリア）
- ・ウッドデッキ 1か所

※里都まち交流拠点内の芝生エリアのみ、指定管理施設となります。

（7）駐車場

- ・野球場駐車場 普通車 101台、軽自動車 6台、大型車両 8台、優先車両 3台
- ・多目的広場駐車場 普通車 約250台、優先車両 3台
- ・南側駐車場 普通車 161台、軽自動車 6台
- ・臨時駐車場 普通車 147台

（8）その他

- ・防犯施設 1式（カメラ 2台、記憶媒体 1台）
- ・ソーラー照明灯 6基
- ・いこいの丘 東屋 1棟
- ・花木、管理用通路、調整池 等

※ 施設内容の詳細につきましては、「中井中央公園指定管理者管理運営業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務

具体的な業務の内容（範囲）については、仕様書のとおりとします。

（1）施設の運営に関する業務

- ① 施設の利用承認及び利用調整に関する業務
- ② 有料の公園施設の利用料金の徴収、減免及び還付に関する業務
- ③ 公園内における行為の承認及び利用料金の徴収に関する業務
- ④ 施設の利用に関する指導
- ⑤ 自主事業に関する業務
- ⑥ 広報業務（町のPRにつながる取組み）

（2）施設の維持管理及び補修に関する業務

- ① 公園（施設及び備品等）の維持管理に関する業務
- ② 公園内の芝、野草及び花木等の維持管理に関する業務
- ③ 公園内の安全確認・点検に関する業務
- ④ 1件当たり100万円未満の施設及び物品の修繕・改修

（3）その他の業務

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成（毎年度）
- ② 事業報告書の作成（業務の実施状況、利用実績、収支決算書 等）
- ③ 管理体制の整備等
- ④ 修繕・改修が必要な施設及び物品を把握し、年度ごとに8月末に修繕計画を作成
- ⑤ 個人情報保護
- ⑥ 中井町等関係機関との連絡調整
- ⑦ 日常業務の調整・実施・報告
- ⑧ 業務の引継ぎ
- ⑨ その他町長が認める業務

4 指定管理業務等に係る経費

（1）町が支払う経費

令和9年度に指定管理者へ支払う額（委託料）は、**38,000千円**（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、指定管理者が提案した額とします。なお、業務に係る経費の積算項目は次のとおりです。（管理運営に伴う経費の詳細は、資料5～8を参照）

ただし、指定期間中に消費税率の変動や、条例で定める利用料金の改定等の特別な理由が生じた場合は、町が支払う経費の変更について協議を行います。

項目	主な項目	中井町	指定管理者
人件費	給与、交通費 福利厚生 等		○
事務費	消耗品費、印刷製本費、通信費 等		○
役務費	施設建物の火災保険	○	
	損害賠償保険		○
修繕費	施設及び物品の修繕・改修費 (1件100万円未満)		○
	施設及び物品の修繕・改修費 (1件100万円以上)	○	
	国庫・県費補助金等、市町村が事業主体となることが補助要件となっている補助金を活用して行うもの	○	
	町が加入する保険を適用して行うもの	○	
管理運営費	役務費、光熱水費、委託料、原材料費、使用料、リース料 等		○
負担金	日本パークゴルフ協会負担金 (年会費、コース認定費用)	○	

※人件費については、神奈川県最低賃金を保障すること。

※修繕費の分担については、消費税を含んだ設計額で判断します。

(2) 収入として見込まれるもの

指定期間中の施設の利用に係る収入は、指定管理者の収入とします。(資料3、資料4を参照)

① 利用料金 (有料の公園施設の利用料金及び公園内における行為の利用料金)

条例に定める利用料金を限度額として、指定管理者が町長の承認を得て定める額とします。また、減免については、条例及び規則の規定により行うものとする。

② 自主事業による収入

指定管理者は、公園の魅力増進及び利用者サービスの向上を目的とし、住民の平等利用を確保するという条件のもとで、施設を有効に活用して自主事業を行うことにより収入を得ることができます。

③ 自動販売機の設置に伴う電気料金の徴収について

公園内への自動販売機の設置許可は中井町が行い、設置料金についても中井町が徴収します。但し、中井町が公園敷地内に自動販売機の設置許可をした者には、許可書に指定管理者が自動販売機の設置に伴い負担した電気料金(実費)を徴収

できるものと定めていますので、指定管理者は責任をもって対応してください。

(3) 町民の雇用施策に伴う指定管理業務の実施条件

管理業務にあたって、従事者は町民を優先とし、健康で生きがいのある生活の実現と、地域福祉の向上に貢献するよう努めることを条件とします。

(4) 経費の支払い等について

- ① 指定管理に要する経費については、金額及び支払い方法を年度ごとに締結する協定で決定します。
- ② 経理及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

5 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

6 公園の供用期間・供用時間・休場日

中井町都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に従ってください。但し、設備の補修、点検、災害や事故その他やむを得ない事由があるとき、また必要があると認めるときは、中井町と協議のうえ、利用時間及び休場日を変更することができます。

7 管理の基準

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法、都市公園法、労働基準法、条例及び規則、中井町情報公開条例、中井町個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いには十分留意し、漏えい、滅失又は毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努めてください。

(3) 情報公開

業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の公開については、指定管理者が中井町の実施機関となりますので、中井町情報公開条例に基づき適正な運用をお願いします。

(4) 文書の管理・保存

業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適正に管理、保存してください。な

お、当該文書等は指定期間終了時に町の指示に従って引き渡していただきます。

(5) 事業報告

毎年度終了後30日以内に、事業報告書を作成し町長に提出するとともに、年度の途中においても業務が適切に行われているか確認するため、指定管理者は、毎月、事業の実施状況、施設の利用状況及び利用料金の収入状況等に関する報告書を作成し、中井町に報告をしていただきます。

(6) 環境への配慮

業務を行うにあたり、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めてください。

(7) その他

管理の基準に関する細目は、別途、中井町と指定管理者の間で締結する協定で定めます。

8 責任分担に対する基本的な考え方

(1) 責任分担

中井町と指定管理者との責任分担について、次の表に掲げる項目についてそれぞれ分担することとします。

なお、詳細の規定については、中井町と指定管理者との協議のうえ、締結する協定において規定します。

区 分	内 容	中井町	指定管理者
法令等の変更	条例・規則の改廃等	○	
事業の中止・延期 (管理運営業務)	中井町の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業不履行、放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	協議事項	
物価・金利変動	指定後の物価・金利変動に伴う経費の増大		○
運営費上昇	運営費用の増大、物価上昇		○
収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減収		○
施設の運営	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
施設の維持管理	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
施設の修繕・改修	1件あたり100万円未満		○
	1件あたり100万円以上	○	
	国庫・県費補助金等、市町村が事業主体となることが補助要件となっている補助金を活用して行うもの	○	
	町が加入する保険を適用して行うもの	○	
苦情や要望への対応	利用者からの苦情・要望の調整・処理		○
	周辺地域・周辺住民との協調		○
利用者及び第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議事項	
セキュリティ	警備不備に起因する情報漏洩、犯罪発生等		○

(2) 大規模修繕・改修に係る対応

緊急に、大規模修繕・改修が必要となり、施設の開場が不可能となった場合における管理費等の取扱いについては、その都度、中井町と指定管理者との間で協議を行うこととします。

9 応募資格

(1) 申請できる者

- ① 法人（個人での応募はできません。）
- ② サービスの向上又は効率的な運営を図るため、複数の法人がグループ（団体）を構成して応募することもできます。但し、あらかじめ共同事業体結成の協定書により定められた代表者が、申請手続き等を行うものとします。
- ③ 単独で応募した法人は、共同事業体の構成員となることはできません。また、同時に複数の共同事業体の構成員となることもできません。
- ④ 運営主体となる者が、他の自治体において指定管理者として運営しているか、運営した実績があることとします。

(2) 欠格事項

次の欠格事項に該当する法人及び団体は応募できません

- ① 会社更生法及び民事再生法により手続きをしている法人及びその法人を含む団体
- ② 国税、県税、市町村税等を滞納している法人及びその法人を含む団体
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人及びその法人を含む団体
- ④ 中井町長、副町長、教育長及び議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人及びその法人を含む団体
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人又は団体
- ⑦ その他法令等に違反している又は違反するおそれのある法人又は団体

10 応募申請の手続き

項目	時期
募集要項等の公表・配布	6月24日（水）～8月31日（月）
現場説明会の参加申込	7月21日（火）まで
現場説明会	7月27日（月）午前9時30分から
質問の受付	現場説明会終了後～8月3日（月）まで
質問への回答	8月17日（月）
応募申請書提出	8月31日（月）まで

(1) 募集要項等の公表・配布

- ① 募集要項等の公表

令和8年6月24日（水）から公表

② 配布期間

令和8年6月24日（水）から令和8年8月31日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

③ 配布場所（申請書等配布）

中井町役場 まち整備課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

※ 申請書等については、中井町ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 現場説明会

指定管理者業務及び施設状況等について説明会を開催します。申請を予定される団体は、可能な限り説明会に御参加ください。また、複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、構成する全ての団体も説明会に可能な限り御参加ください。

参加を希望される団体は、参加申込書（様式5）に必要事項を記入のうえ、令和8年7月21日（火）までに下記へお申し込みください。

① 日 時 令和8年7月27日（月）午前9時30分から

② 場 所 中井中央公園野球場（エントランスホール集合）

③ 参加人数 1団体3名以内

④ 申込み先 中井町役場 まち整備課

F A X : 0 4 6 5 - 8 1 - 4 6 7 6

メールアドレス : machi@town.nakai.kanagawa.jp

※ 募集要項及び仕様書等の業務に関する資料を中井町ホームページ、又は配布場所で取得し、当日各自持参してください。

※ 説明会への参加の有無が審査に影響することはありません。

(3) 募集に関する質問

募集に関する質問については、質問票（様式6）で受付期間内に下記あてにF A X又はメールにてお願いします。電話、来訪などの口頭による問い合わせには応じられませんので御了承ください。質問に対する回答は令和8年8月17日（月）より行う予定です。

① 受付期間

現場説明会終了後から令和8年8月3日（月）まで

② 送付先

中井町役場 まち整備課 FAX：0465-81-4676

メールアドレス：machi@town.nakai.kanagawa.jp

③ 回答方法

中井町ホームページにおいて令和8年8月17日（月）より、全ての質問内容に対して回答を公表

※ ご担当の方は、質問票のFAX又はメール送信後、電話（0465-81-3901）にご連絡くださるようお願いいたします。

(4) 応募申請書類の提出

① 提出期限

令和8年8月31日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

② 提出先（必ずご持参ください）

中井町役場 まち整備課

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地

11 応募申請書類

(1) 提出書類

別添の指定管理者指定申請書（様式1）に次の書類を添えて、申請してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、共同事業体構成員届（様式1-2）、共同事業体協定書（様式1-3）、共同事業体委任状（様式1-4）

ウ 応募資格に挙げている欠格事項のないことを誓約する書類（様式1-5）

エ 団体の概要書（様式2）、主要業務実績（様式2-2）

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書

カ 定款、寄附行為、規約又はこれに類する書類

キ 申請団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書

ク 直近2か年の決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

ケ 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定、直近2か年の人員表等）、証明書（滞納がないことの証明、直近の2年分）、又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

コ 中井中央公園事業計画書（様式3）

サ 中井中央公園管理業務収支予算書（様式4、様式4-2）

※ 指定期間の年度ごとに作成してください。

(2) 提出部数

正本 1部

副本 10部（複写可）

電子データ 1式（団体の概要書、事業計画書、管理業務収支予算書）

※ 記録媒体はCD-ROM等で提出してください。

(3) 提出方法

応募書類は次のとおり提出してください。

- ① 書類は原則としてA4判とし、中央下にページを付してください。
- ② 見出し（インデックス）等を付け、1部ごとにア～サの順に綴ってください。
- ③ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、構成団体ごとにウ～ケを提出してください。（団体ごとに綴る。）

(4) 留意事項

- ① 提出された書類は、軽微な修正を除き変更できません。
- ② 提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ③ 提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ④ 提出書類、提案内容及び選定結果について情報公開請求がされた場合、中井町情報公開条例に基づき、請求者に開示されます。
- ⑤ 提出された書類の著作権は団体に帰属しますが、町は提出された書類について承諾を得たうえで、無償で公表、使用することができるものとします。
- ⑥ 応募に関して必要となる費用及び受託のための準備に係る経費は申請団体の負担とします。
- ⑦ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- ⑧ 応募一団体（共同事業体）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。
- ⑨ 提出書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。また、各様式に記載の留意点を踏まえ、具体的かつ簡潔に、過不足なく記載してください。
- ⑩ 中井町が必要と認めるときには、追加資料を求めることがあります。

12 選定方法

指定管理者の選定についてはプロポーザル方式とし、一次審査として書類審査を、一次審査を通過した申請団体は、二次審査として事業提案・企画説明に対するヒアリングを行い、選定の審議については中井中央公園指定管理者選定委員会により実施します。

(1) 開催日時

一次審査：令和8年9月を予定

二次審査：令和8年10月を予定

※ 二次審査の日時、場所については、申請団体に後日連絡します。

(2) 事業提案・企画説明及びヒアリング

団体の代表者（2名の出席をお願いします。）から、提出書類を基にした事業計画や団体の経営状況などについて説明していただき、審査員による質疑応答を行います。

申請者による説明は20分程度、質疑応答は10分程度を予定しています。

(3) 選定（指定）の基準

- ① 安定した経営基盤を有していること
- ② 施設の適正な管理運営の基本的な理念を有していること
- ③ 法令等を遵守し、適切な管理ができること
- ④ 管理・運営業務に必要な人員等を確保できると認められること
- ⑤ 利用者に配慮した運営体制及び利用環境を整え、利用者サービスの向上に対する理念及び能力を有していること
- ⑥ 公園の効用（管理・運営）を最大限に発揮するための、業務水準の確保・向上方策を有していること
- ⑦ 適切な安全管理を行う能力を有していること
- ⑧ 事業の提案、ヒアリング及び書類の評価
- ⑨ 管理運営に係る経費（収支予算等）
- ⑩ その他

13 選定結果の通知及び指定手続き等

(1) 選定結果の通知及び公表等

選定結果は申請団体へ通知するとともに、応募状況、選定の経過及び結果の概要を中井町のホームページ等を通じて公表します。

(2) 指定手続き

候補者については、地方自治法第244条の2第6項に基づき、指定管理者として指定する議案を中井町議会に提案し、議決後に指定管理者として指定されます。

町議会への提案は、令和8年12月定例会を予定しています。

14 協定の締結

議会の議決による指定に伴い、中井町と指定管理者が施設の管理に係る細目の協議により基本協定及び年度協定を締結します。また、中井町又は指定管理者において協定の改定が必要と認める場合は、協議することができます。

(1) 協定書の主な内容

- ① 指定期間に関する事項

- ② 管理費用（町が支払うべき経費等）に関する事項
- ③ 事業計画書に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 管理業務に関する事項（業務の実施範囲、業務内容等）
- ⑥ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 管理業務に係る情報公開に関する事項
- ⑧ 災害時の協力体制に関する事項
- ⑨ 事業報告に関する事項
- ⑩ 責任分担に関する事項
- ⑪ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑫ その他町長が必要と認める事項

(2) 協定が締結できない場合の措置

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことができます。

- ① 正当な理由がなくて協定に応じないとき
- ② 財産状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき
- ③ 社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

(3) 協定締結後の提出書類

指定管理者は、協定締結後、次の書類（様式は任意）を提出するものとします。
 なお、提出後に変更が生じた際はその都度新たに書類を提出することとします。

- ① 総括責任者設置届
- ② 防火管理者設置届（資格を証明する書類の写しを添付すること）
- ③ 業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- ④ 職務分担表（配置計画、シフト表）
- ⑤ 緊急時の体制マニュアル（緊急連絡対策表及び非常時出動体制表など）
- ⑥ 使用印鑑届（許可書等に押印する印影に関する届）
- ⑦ 賠償責任保険の証書
- ⑧ その他町が指示する書類

15 指定管理者の指定の取消し

指定管理者の指定後、指定管理を行う施設の管理の適正を期すために中井町が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、中井町は指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。

この場合において、中井町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) 緊急事態等における場合

不可抗力による施設の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって、中井町は指定管理者の指定を取消し、指定管理者による管理を終了します。

この場合において、中井町が指定管理者へ支払う経費は、協定書において定める年額経費を日割り計算で清算することとします。

(3) 町議会の議決が得られなかった場合

町議会の議決が得られなかった場合においても、当該中井中央公園に係る業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、町議会の議決を経て指定管理者として指定する前に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者の指定を行わないことがあります。その場合においても、準備のために支出した費用等について、一切補償しません。

16 業務の引継ぎ

指定管理者は、管理開始時から円滑に業務が遂行できるよう事前に業務の引継ぎを行うものとします。また、指定期間の終了時においては、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

なお、引継ぎ業務期間に係る費用については、指定管理者の負担とします。

17 その他

(1) 緊急事態における施設の利用

中井中央公園は、「中井町地域防災計画」において指定緊急避難場所等の防災拠点として位置付けられています。

自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所及び広域応援部隊の進出場所として使用するなど、緊急に施設を目的外で使用する必要がある場合、中井町は指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ、指定管理者は、誠実に対応しなければなりません。

この場合における管理費及び利用料金の取扱いについては、中井町と指定管理者との間で協議を行うこととします。

(2) 事故への対応

事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定め

るとともに事故発生時には直ちにその旨を中井町に報告してください。

(3) ドクターヘリの発着

公園南側駐車場は、ドクターヘリの発着場所として登録されていますので、関係機関から連絡を受けた場合、指定管理者は誠実に対応してください。

(4) 税について

指定管理者になったことにより、法人等にかかる町民税及び指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があります。公租公課は指定管理者の負担となりますので、詳細は中井町税務町民課（0465-81-1113）にお問い合わせください。

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(5) 健康管理について

指定管理者は、利用者及び従業員の健康を害さないように努めることとします。

(6) 指定管理者が行う公園内の行為

指定管理者が公園内における行為（販売等）を行う場合は、中井町と実施内容や実施方法について協議を行うこととします。

(7) 調整池の管理

公園内に3箇所ある調整池（東側・西側・南側）は指定管理者の管理となりますので、仕様書に記載のとおり適切に管理してください。

(8) 里やま直売所、里都まち交流拠点の管理

里都まち交流拠点については、交流拠点内の芝生及び駐車場の維持管理を指定管理者が行い、その他の施設（里都まちC A F E、里やま直売所ほか）は中井町産業環境課が管理するものとします。

(9) 臨時駐車場の管理

臨時駐車場は、都市公園区域に含まれていませんが、都市公園の関連施設であるため、管理運営等に関することは指定管理者が行うものとします。

また、町主催の「美・緑なかいフェスティバル」前に、草刈りを実施するものとします。

(10) パークゴルフ場のコース認定

中井中央公園パークゴルフ場は、公益社団法人日本パークゴルフ協会「公認コース認定規定に定める認定基準」を満たし、認定されたコースですので、この基準に準じたコース管理を行うものとします。

(11) 行政の事業等で公園を利用する場合について

中井町が特定の者に公園内施設の利用を許可した場合（施設を無料で利用することを許可した者を含む）は、指定管理者はこれに従って誠実に対応してください。

(12) インターネットによる施設予約システムの運用

中井町で運営を行っている公共施設利用予約システムを使用するものとします。

(13) 先行予約

指定管理者は、利用年度の前年度の1月までに、公共性の高い町行事等の年間先行予約について関係団体と調整を行うものとします。(資料2参照)

(14) 定めのない事項が生じた場合について

募集要項、仕様書及び協定書等について疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合は、中井町と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

(15) 業務内容等に変更が生じた場合について

募集要項、仕様書及び協定書等に定める業務内容等について、中井町の政策等により変更が生じた場合は、中井町と指定管理者は誠意をもって協議し決定するものとします。

18 問い合わせ先

担当部署	中井町役場 まち整備課 都市計画班
住所	〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 56 番地
電話	0465-81-3901 F A X 0465-81-4676
E-mail	machi@town.nakai.kanagawa.jp

様式 1

<p>指 定 管 理 者 指 定 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>中井町長 殿</p> <p>事業所の所在地</p> <p>法人又は団体の名称</p> <p>代表者の氏名 印</p> <p>地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び中井町都市公園条例第 17 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので申請します。</p>	
<p>指定を受けようとする 公の施設の名称</p>	<p>中井中央公園</p>
<p>添付書類</p>	

共 同 事 業 体 構 成 員 届

年 月 日

中井町長 殿

共 同 事 業 体 の 名 称

構成員（代表者） 所在地
団体名
代表者氏名 印

構成員 所在地
団体名
代表者氏名 印

構成員 所在地
団体名
代表者氏名 印

このたび、中井中央公園の指定管理者の指定を受けるため、共同事業体を結成しましたので届け
出ます。

中井中央公園の管理運営業務に関する共同事業体協定書

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (名称)
- 第 3 条 (所在地)
- 第 4 条 (成立の時期及び解散の時期)
- 第 5 条 (構成員の所在地及び名称)
- 第 6 条 (代表者の名称)
- 第 7 条 (代表者の権限)
- 第 8 条 (構成員の責任)
- 第 9 条 (権利義務の制限)
- 第 10 条 (構成員の脱退に対する措置)
- 第 11 条 (構成員の破産又は解散に対する措置)
- 第 12 条 (協定書に定めのない事項)

年 月 日

構成員 (代表者)	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

構成員	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印

※ 上記各条項を参考に共同体の協定書を作成し、原本認証をして提出してください。

共同事業体委任状

年 月 日

中井町長 殿

共同事業体の名称

構成員（代表者） 所在地
団体名
代表者氏名

構成員（委任者） 所在地
団体名
代表者氏名

印

私は、下記の共同事業体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

共同事業体の代表者 所在地
団体名
代表者氏名 印

委任事項

- 1 中井中央公園の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 中井中央公園の管理運営業務についての協定書の締結
- 3 中井中央公園の管理運営業務についての指定管理料の請求および受領
- 4 （その他必要な事項を記載する。）

誓 約 書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

印

中井中央公園の指定管理者指定申請を行うに当たり、次の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 中井中央公園指定管理者募集要項「9 応募資格」に定める欠格事項に該当しません。
- 2 提出した申請書類の記載内容に虚偽又は不正はありません。

団体の概要書

(年 月 日現在)

ふりがな 団体の名称				
所在地	〒			
ふりがな 代表者名		電話番号		
設立年月日		F A X		
資本金		従業員数		
団体の特色 (沿革等)				
業務内容				
財政状況 (過去3年)	年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	総収入			
	総支出			
	損 益			
応募に関する担当者の連絡先				
ふりがな 氏 名		部署・職名		
電話番号		電子メール		

主要業務実績

業 務 名	業 務 内 容	備 考

1. 過去3か年程度の主な業務について記入してください。
2. 今回、応募対象となっている施設と同種の業務、又は公共事業に関する業務実績がある場合は、これを優先して記入してください。
3. 業務内容欄には、業務の概要、受注額、発注者等について可能な限り記入してください。
4. 備考欄には、各業務の開始年月日等を記入してください。

中井中央公園事業計画書

年 月 日

中井町長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

印

次のとおり事業計画を提案します。

1 組織経営の安定（申請団体に関すること）
① 団体の運営方針 ② 組織経営の安定 ③ 共同事業体の場合、各構成団体の役割
2 施設の適正な管理運営の基本的な理念
① 施設の設置目的に合致した管理運営方針 ② 施設管理を代行する取り組みに対する考え方

※ 欄が不足する場合は、別にA4判の用紙（様式は任意）を追加すること。

団体名	
-----	--

3 法令及び条例等の遵守

- ① 法令及び条例等の遵守体制
- ② 個人情報保護の対策
- ③ 情報公開の対応
- ④ 従業員への周知体制

4 運営体制、人員配置

- ① 従業員の適切な配置及び研修等の方策
- ② 町民の雇用促進

※ 欄が不足する場合は、別にA4判の用紙（様式は任意）を追加すること。

5 施設運営の基本的な考え方、運営方策

- ① 費用対効果（経費削減）に配慮した施設運営及び効率的な体制
- ② 住民の平等な利用が確保されること
- ③ 利用者サービスの向上と集客に対する考え方
- ④ 障がい者及び高齢者の利用に対する考え方
- ⑤ 利用者ニーズの把握と取組みへの反映に対する考え方
- ⑥ 苦情、要望等に対する連絡体制、対応方法

6 業務水準の維持・管理、向上方策

- ① 従前の業務水準が確保するための維持管理計画
- ② 保守点検等の頻度や管理内容の向上方策
- ③ 再委託に対する計画（委託理由、事業者の活用等）
- ④ 施設・物品の管理及び修繕の取り組み方
- ⑤ 経費の削減に努め、施設の快適性の向上に寄与する方策
- ⑥ 環境への配慮と取り組み方
- ⑦ パークゴルフ場、野球場、多目的グラウンドの芝の管理の取り組み方
- ⑧ 植栽管理の取り組み方

※ 欄が不足する場合は、別にA4判の用紙（様式は任意）を追加すること。

団体名	
-----	--

7 保安・警備計画（危機管理）

- ① 利用者の安全確保や秩序の維持
- ② 防災、防犯、警備、事故防止策等の対応
- ③ 緊急時に迅速な対応ができる組織体制
- ④ 現金、書類等の管理方法

8 実施事業計画

- ① 自主事業及び広報事業等の提案
- ② 年間の作業計画
- ③ 5か年の継続事業計画

※ 欄が不足する場合は、別にA4判の用紙（様式は任意）を追加すること。

団体名	
-----	--

9 管理費

- ① 収支計画
- ② 経費削減や事業収益向上の創意工夫
- ③ 利用料金その他の収入の予測
- ④ 経費の積算根拠

10 その他

※ 欄が不足する場合は、別にA4判の用紙（様式は任意）を追加すること

中井中央公園管理業務収支予算書

団体名	
-----	--

令和	年度の収支計画																																													
<p>収入</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">金 額 (円)</th> <th style="width: 50%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料金</td> <td></td> <td>(利用料金の案)</td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td></td> <td>(町が支払う経費)</td> </tr> <tr> <td>事業収入</td> <td></td> <td>(自主事業の収入)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>(自動販売機電気料負担分等)</td> </tr> <tr> <td>収入合計 (A)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>支出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">金 額 (円)</th> <th style="width: 50%;">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td></td> <td>(常勤職員、臨時職員 等)</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> <td>(事務消耗品、リース料、印刷製本費、通信費 等)</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td></td> <td>(施設修繕費、物品修繕費 等)</td> </tr> <tr> <td>管理運営費</td> <td></td> <td>(管理消耗品、光熱水費、委託料、原材料費、負担金 等)</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td></td> <td>(自主事業の経費)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支出合計 (B)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>収支</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(A) - (B)</td> <td></td> </tr> </table>			区 分	金 額 (円)	内 訳	利用料金		(利用料金の案)	指定管理料		(町が支払う経費)	事業収入		(自主事業の収入)	その他		(自動販売機電気料負担分等)	収入合計 (A)			区 分	金 額 (円)	内 訳	人件費		(常勤職員、臨時職員 等)	事務費		(事務消耗品、リース料、印刷製本費、通信費 等)	修繕費		(施設修繕費、物品修繕費 等)	管理運営費		(管理消耗品、光熱水費、委託料、原材料費、負担金 等)	事業費		(自主事業の経費)	その他			支出合計 (B)			(A) - (B)	
区 分	金 額 (円)	内 訳																																												
利用料金		(利用料金の案)																																												
指定管理料		(町が支払う経費)																																												
事業収入		(自主事業の収入)																																												
その他		(自動販売機電気料負担分等)																																												
収入合計 (A)																																														
区 分	金 額 (円)	内 訳																																												
人件費		(常勤職員、臨時職員 等)																																												
事務費		(事務消耗品、リース料、印刷製本費、通信費 等)																																												
修繕費		(施設修繕費、物品修繕費 等)																																												
管理運営費		(管理消耗品、光熱水費、委託料、原材料費、負担金 等)																																												
事業費		(自主事業の経費)																																												
その他																																														
支出合計 (B)																																														
(A) - (B)																																														

※ 利用料金収入の根拠資料として、様式4-2を必ず添付してください。

※ 各項目について、積算根拠がわかるよう内訳書(A4判:様式は任意)を添付してください。

団体名	
-----	--

利用料金積算資料(令和 年度)

有料の公園施設の利用料金

区分		単位	上限金額	設定金額			
野 球 場	グラウンド	職業人	1時間	7,710円	円		
		社会人 大学生	町内の団体	1時間	3,850円	円	
			町外の団体	1時間	7,710円	円	
		高校生	町内の団体	1時間	2,310円	円	
			町外の団体	1時間	4,620円	円	
		中学生 小学生	町内の団体	1時間	1,530円	円	
	町外の団体		1時間	3,070円	円		
	付属施設	照明設備	全部を点灯する場合	1時間	7,710円	円	
			3分の2を点灯する場合	1時間	4,620円	円	
		スコアボード(電光掲示の利用に限る)		1時間	1,500円	円	
		放送施設		1時間	510円	円	
		ロッカー室(シャワー室を含む)		1室 1回	3,080円	円	
		審判控室		1時間	200円	円	
		本部室		1時間	200円	円	
		会議室1、会議室2		1室 1時間	300円	円	
		バッティングゲージ類		1式 1回	3,080円	円	
	多 目 的 広 場	グラウンド (北側)	運動競技会その他これに類するもの	町内の団体	半面1時間	1,020円	円
				町外の団体		2,050円	円
運動競技会その他これに類するもの以外のもの			半面1時間	5,140円	円		
グラウンド (南側)		運動競技会その他これに類するもの	職業人		1時間	10,000円	円
			社会人	町内の団体	1時間	3,250円	円
				町外の団体	1時間	6,500円	円
			高校生	町内の団体	1時間	1,950円	円
				町外の団体	1時間	3,900円	円
			中学生 小学生	町内の団体	1時間	1,300円	円
		町外の団体		1時間	2,600円	円	
運動競技会その他これに類するもの以外のもの		1時間	10,000円	円			
パークゴルフ場		大人(高校生以上)		1回	200円	円	
	小人(中学生以上)		1回	100円	円		
	貸靴		1足	50円	円		

公園内における行為の利用料金

区 分	単 位	上限金額	設定金額
物品の販売又は配布	1 日	2 1 0 円	円
競技会その他これに類するもの	1 時間	2 1 0 円	円
集会、展示会その他これに類するもの	1 平方メートル 1 日	2 円	円
業として行う映画の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音若しくは放送	1 日	1, 0 8 0 円	円
興行	1 日	2, 1 6 0 円	円

様式5

中井町役場 まち整備課 都市計画班 あて
< FAX : 0 4 6 5 - 8 1 - 4 6 7 6 >
< e-mail : machi@town.nakai.kanagawa.jp >

年 月 日

指定管理者現場説明会参加申込書

中井中央公園指定管理者の現場説明会への参加を、次のとおり申し込みます。

日時：令和8年7月27日（月） 午前9時30分から
*当日は午前9時00分から受付

場所：中井中央公園 野球場（エントランスホール集合）

団 体 名	
参 加 者 名	
所 在 地	
担 当 者 名	
所 属	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

* この申込書は、7月21日（火）までに提出してください。

* 説明会には、募集要項及び仕様書等、業務に関する資料（中井町ホームページ内からダウンロード可）を、当日各自持参してください。

様式6

中井町役場 まち整備課 都市計画班 あて

< FAX : 0 4 6 5 - 8 1 - 4 6 7 6 >

< e-mail : machi@town.nakai.kanagawa.jp >

年 月 日

指 定 管 理 者 募 集 質 問 票

団 体 名

ふりがな

担当者氏名

連絡先（電話番号）

（ F A X ）

（メールアドレス）

項 目	（ 募集要項又は仕様書等の資料名、ページ・項目 ）
内 容	

* 現場説明会終了後～8月3日（月）の間に、FAX又はメールにてお問い合わせください。

* 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

* メールの場合は、表題に【中井中央公園指定管理者募集の質問】とお書きください。

* FAX又はメール送信後、電話（0465-81-3901）に御連絡くださるようお願いいたします。

資料 1

◆ 表 1 - 1 令和 7 年度 有料の公園施設の利用者数

(単位：人)

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
野球場	1,960	1,437	1,104	1,739	2,837	1,970	989	1,335	241	40	393	2,102	16,147
パークゴルフ場	6,633	6,085	5,195	4,933	3,919	5,986	5,086	6,430	5,007	5,568	5,174	5,623	65,639
多目的広場(北)	248	148	530	138	86	610	189	782	568	395	494	769	4,957
多目的広場(南)	1,226	888	1,760	750	803	1,372	518	700	1,835	902	923	1,464	13,141

◆ 表 1 - 2 令和 6 年度 有料の公園施設の利用者数

(単位：人)

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
野球場	2,190	1,781	1,189	1,965	1,171	1,864	1,405	1,552	672	0	53	1,552	15,394
パークゴルフ場	7,063	8,148	6,622	5,079	3,691	5,661	6,442	6,815	6,284	6,387	6,430	5,654	74,276
多目的広場(北)	211	527	594	454	123	595	243	843	764	338	347	555	5,594
多目的広場(南)	1,405	1,538	500	1,119	961	1,084	0	1,936	1,105	983	1,426	1,235	13,292

◆ 表 1 - 3 令和 5 年度 有料の公園施設の利用者数

(単位：人)

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
野球場	2,028	1,650	1,772	1,711	2,043	2,047	1,487	1,037	625	0	467	2,066	16,933
パークゴルフ場	7,631	7,700	6,571	6,174	5,103	6,180	7,543	7,245	6,433	6,500	5,991	6,492	79,563
多目的広場(北)	214	263	196	599	253	420	324	621	565	255	525	756	4,991
多目的広場(南)	771	902	1,749	1,583	1,187	623	70	866	1,423	690	1,094	1,667	12,625

◆ 表 1 - 4 令和 4 年度 有料の公園施設の利用者数

(単位：人)

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
野球場	1,700	1,660	1,508	1,824	2,095	1,547	1,499	1,765	660	0	823	1,640	16,721
パークゴルフ場	7,454	7,837	7,639	6,129	6,122	6,609	7,330	7,912	7,048	6,734	7,334	7,713	85,861
多目的広場(北)	274	501	258	524	266	860	848	1,105	234	725	465	159	6,219
多目的広場(南)	830	1,059	500	0	0	132	0	1,277	812	1,105	1,002	1,087	7,804

◆ 表 1 - 5 令和 3 年度 有料の公園施設の利用者数

(単位：人)

施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
野球場	2,236	2,622	1,559	2,209	1,123	1,692	1,998	1,370	800	0	828	2,295	18,732
パークゴルフ場	8,263	7,515	7,299	5,603	4,897	6,549	7,224	8,464	6,756	6,910	6,797	8,745	85,022
多目的広場(北)	210	754	420	748	322	494	363	317	245	275	246	350	4,744
多目的広場(南)	660	1,090	535	660	285	785	575	435	352	700	685	735	7,497

資料 2

◆ 表 2 - 1 公共性の高い町行事等の年間利用予定（野球場）

月	日数等	行 事	主 催
4月下旬	3日（土・日曜日）	県西ブロック中学校春季軟式 野球大会	足柄上・南中学校体育連盟
6月下旬	2日程度 （日曜日）	足柄上郡総合体育大会（野球）	足柄上郡体育協会
7月～8月	8日程度 （土・日曜日含む）	足柄上・南中学校総合体育大 会	足柄上・南中学校体育連盟
10月	連日2日程度 （土・日曜日含む）	美・緑なかいフェスティバル （準備・開催日・片付け）	中井町（産業環境課）
11月～	4日程度（日曜日）	町内野球大会	中井町野球協会
3月上旬	1日（日曜日）	健康マラソン大会	中井町（生涯学習課）

◆ 表 2 - 2 公共性の高い町行事等の年間利用予定（パークゴルフ場）

月	日数等	行 事	主 催
4月中旬	半日	研修会	中井町パークゴルフ協会
7月上旬	半日	「総合的な学習」中井中	中井町体育協会
7月中旬	半日（土曜日）	中井パークゴルフ協会杯大会	中井町パークゴルフ協会
10月上旬	1日（土曜日）	中井カップパークゴルフ大会	中井町パークゴルフ協会
10月	連日1日程度 （日曜日）	美・緑なかいフェスティバル （準備・開催日）	中井町（産業環境課）
11月中旬	半日（日曜日）	中井町長議長杯パークゴルフ 大会	中井町パークゴルフ協会
11月上旬	半日	研修会	中井町パークゴルフ協会
11月下旬	半日（土曜日）	「総合的な学習」中井中	中井町体育協会
1月中旬	半日	研修会	中井町パークゴルフ協会

◆ 表 2 - 3 公共性の高い町行事等の年間利用予定（多目的広場）

月	日数等	行 事	主 催
5月	3日	町内野球大会	中井町野球協会
6月	4日	中井町ソフトボール大会	中井町ソフトボール協会
6月上旬	3日程度 （土日含む）	健康スポ・レク祭	中井町（生涯学習課）
6月下旬	2日程度（日曜日）	足柄上郡総合体育大会 （サッカー）	足柄上郡体育協会
10月	2日	中井町ソフトボール大会	中井町ソフトボール協会
10月中旬	連日9日程度 （土・日曜日含む）	美・緑なかいフェスティバル （準備・開催日・片付け）	中井町（産業環境課）

◆ 表 2-4 公共性の高い町行事等の年間利用予定（南側駐車場）

月	日数等	行 事	主 催
5月中旬	1日	町消防団等ポンプ性能検査	中井町（地域防災課）
10月中旬	連日5日程度 （土・日曜日含む）	美・緑なかいフェスティバル （準備・開催日・片付け）	中井町（産業環境課）
11月	1日	クリーン・ウォーキング	中井町（産業環境課）
10～1月	毎週土・日曜日・平 日のうち数日	町消防団等操法練習	中井町（地域防災課）
1月中旬	1日	消防出初式	中井町（地域防災課）

※ 学校行事により学校が優先的に駐車場を利用することがあります。

◆ 表 2-5 公共性の高い町行事等の年間利用予定（その他）

月	場所	日数等	行 事	主 催
5月上旬	遊びの広場	連日7日程度	鯉のぼり	こいのぼりの会
3月下旬	公園全体	1日（土曜日）	花見で花火	中井町商工振興会

◆ 表 2-6 継続中の町・県事業（指定管理者の協力を要するもの）

事業名	時期	事業内容	協力内容
なかい健康プラン事業	通年	健診ポイントとの商品交換	パークゴルフ無料券発行
施設相互利用協力事業	7月～8月	小中学生を対象に近隣市町の施設割引券を配布	割引対象施設への登録 （パークゴルフ場のみ）
未病いやしの里の駅 （神奈川県事業）	通年	未病事業の情報発信・普及施設としての登録	ポスター等の配架 県開催事業への協力

◆ 表 3 - 1 有料の公園施設の利用料金の収入

年 度	野 球 場	パークゴルフ場	多目的広場	合 計
令和 7 年度	8,067,310 円	12,901,510 円	2,001,800 円	22,970,620 円
令和 6 年度	7,526,070 円	14,605,510 円	2,315,470 円	24,447,050 円
令和 5 年度	7,584,565 円	15,667,600 円	2,348,390 円	25,600,555 円
令和 4 年度	8,009,030 円	16,954,750 円	1,075,360 円	26,039,140 円
令和 3 年度	9,424,155 円	16,869,550 円	1,395,030 円	27,688,735 円

※ 上記の収入額については、現指定管理者による料金設定での収入実績です。

※ 料金表については、「参考資料 1、参考資料 2」を参照してください。

◆ 表 3 - 2 公園内における行為の利用料金等の収入

年 度	物品販売等行為	自動販売機電気料	合 計
令和 7 年度	912,349 円	409,089 円	1,321,438 円
令和 6 年度	925,042 円	450,842 円	1,375,884 円
令和 5 年度	876,913 円	453,863 円	1,330,776 円
令和 4 年度	752,017 円	403,296 円	1,155,313 円
令和 3 年度	460,144 円	239,512 円	699,656 円

◆ 表 3 - 3 有料の公園施設の利用料金の月別収入内訳（野球場）

月	令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	件数	料金(円)	件数	料金(円)	件数	料金(円)	件数	料金(円)
4月	23件	818,280	23件	927,540	27件	1,003,610	28件	973,420
5月	26件	748,830	26件	845,450	23件	756,300	25件	821,090
6月	27件	453,040	25件	608,290	27件	689,380	26件	481,660
7月	31件	849,540	40件	958,820	32件	825,690	35件	658,660
8月	31件	1,773,500	26件	597,130	33件	814,560	36件	949,960
9月	26件	899,900	32件	814,440	30件	881,950	32件	816,350
10月	15件	573,400	21件	530,800	23件	643,250	24件	645,850
11月	29件	635,720	27件	842,980	24件	392,990	31件	815,730
12月	8件	171,230	21件	560,270	17件	322,665	16件	300,380
1月	1件	3,060	0件	0	0件	0	0件	0
2月	13件	266,910	3件	72,360	17件	312,310	26件	504,930
3月	31件	873,900	27件	767,990	32件	941,860	35件	1,041,000
合計	261件	8,067,310	271件	7,526,070	285件	7,584,565	314件	8,009,030

◆ 表 3 - 4 有料の公園施設の利用料金の月別収入内訳（多目的広場）

月	令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
	件数	料金(円)	件数	料金(円)	件数	料金(円)	件数	料金(円)
4月	40件	235,620	45件	267,760	33件	201,140	36件	123,730
5月	25件	183,880	35件	187,580	44件	200,040	29件	156,280
6月	15件	87,640	13件	104,100	39件	184,270	14件	33,440
7月	22件	140,740	33件	264,240	37件	285,670	21件	55,880
8月	29件	185,880	34件	210,670	43件	253,630	15件	29,140
9月	26件	175,060	29件	158,240	24件	137,440	24件	52,110
10月	21件	126,420	6件	10,200	11件	82,810	14件	30,460
11月	20件	114,220	27件	202,460	26件	108,660	38件	114,290
12月	17件	207,560	29件	176,320	26件	231,040	29件	124,780
1月	24件	183,040	23件	167,980	22件	106,630	38件	100,040
2月	27件	156,300	36件	245,240	27件	217,600	37件	136,810
3月	39件	205,440	37件	320,680	45件	339,460	37件	118,400
合計	305件	2,001,800	347件	2,315,470	377件	2,348,390	332件	1,075,360

◆ 表 3 - 5 有料の公園施設の利用料金の月別収入内訳（パークゴルフ場）

（単位：円）

月	令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	利用料金	減免額	利用料金	減免額	利用料金	減免額	利用料金	減免額
4月	1,310,500	5,700	1,396,850	5,550	1,510,400	5,850	1,485,150	0
5月	1,206,150	400	1,604,600	10,800	1,526,600	0	1,538,850	18,550
6月	987,100	43,300	1,314,400	4,200	1,269,750	30,700	1,483,200	37,350
7月	976,100	6,750	999,690	10,260	1,222,350	9,600	1,221,250	0
8月	788,350	400	732,950	200	1,015,100	900	1,215,800	800
9月	1,171,180	20,470	1,118,240	10,660	1,222,840	8,760	1,315,050	3,300
10月	977,330	28,070	1,225,550	46,050	1,479,160	22,440	1,439,490	23,160
11月	1,273,200	34,750	1,329,130	24,870	1,418,900	18,250	1,538,850	36,450
12月	982,350	14,700	1,245,950	4,800	1,277,950	1,600	1,402,800	1,200
1月	1,092,950	10,600	1,255,500	11,400	1,284,250	9,800	1,332,350	7,050
2月	1,021,450	1,500	1,275,350	2,600	1,184,350	8,900	1,455,250	2,800
3月	1,114,850	800	1,107,300	15,800	1,255,950	38,600	1,531,710	5,040
合計	12,901,510	167,440	14,605,510	147,190	15,667,600	155,400	16,954,750	135,700

資料4

◆ 表4 公園内における行為の許可状況

区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
物品の販売又は配布	74件	32件	2件	10件
競技会その他これに類するもの	0件	0件	1件	0件
集会、展示会その他これに類するもの	1件	2件	1件	0件
業として行う映画の撮影又はラジオ 若しくはテレビの録音若しくは放送	6件	5件	4件	3件
興行	0件	0件	0件	0件

◆ 表 5 公園の管理運営経費（指定管理業務に係る部分）

（単位：円）

節	区 分	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
給料	人件費（概算）	13,759,652	11,173,013	7,974,082	6,862,986
需用費	諸消耗品代	1,341,370	1,339,972	1,429,507	1,137,760
	プロパンガス代	49,104	43,175	43,319	44,443
	灯油代	0	0	0	0
	印刷製本代	127,050	122,650	246,400	119,196
	電気料（自動販売機分を含む）	8,339,906	8,441,699	8,155,281	7,505,990
	水道料	1,123,779	1,106,905	1,017,657	1,465,281
	施設修繕料	1,107,557	1,539,665	1,432,395	2,762,144
役務費	交通費	283,417	202,980	148,400	142,852
	交際費	45,700	74,540	53,260	26,780
	研修費	80,520	98,380	14,760	33,760
	電話料・回線使用料・郵送費	438,920	439,914	440,058	425,205
	火災保険料	町負担			
	傷害保険料	316,610	314,590	311,100	293,890
	経理事務費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	金融機関使用料	208,126	209,038	207,798	205,793
	諸会費	23,500	20,500	23,500	28,600
	廃棄物処理費	11,000	12,250	11,250	16,500
	自販機設置申請手数料	46,200	61,600	56,747	47,948
	ホームページ管理費	198,996	198,672	201,744	201,744
委託料	野球場・多目的広場等管理委託料	22,000,000	22,000,000	19,800,000	15,400,000
	シルバー人材センター委託料	6,749,473	9,235,656	12,456,400	12,500,000
	なかい緑化木協会委託料	0	0	3,080,000	3,080,000
	消防設備保守点検料	72,600	72,600	72,600	72,600
	電気保安管理委託料	426,000	390,000	390,000	390,000
	自動ドア保守点検委託料	55,000	55,000	55,000	55,000
	水景施設保守点検料	1,089,000	911,900	932,800	924,495
	野球場清掃業務委託料				
	受水槽保守点検委託料				
	水辺の広場水質検査委託料				
	浄化槽保守点検委託料	562,980	536,580	499,180	469,480
	遊具等保守点検委託料	77,000	71,500	127,600	77,000
	夜間照明機器保守点検委託料	942,700	942,700	942,700	942,700
スコアボード保守点検委託料	0	0	292,600	292,600	

	空調機設備点検委託料	198,000	198,000	198,000	0
	産廃処分委託料	63,800	99,220	0	0
	浄化槽法定検査料	31,000	31,000	31,000	31,000
	簡易専用水道定期検査委託料	30,800	30,800	30,800	30,800
使用料 及び 賃借料	放送受信料	12,276	11,310	14,205	14,205
	公園用地借地料	町負担			
	機械・器具借上料	0	0	0	0
租税公課	収入印紙等	6,000	8,000	4,000	5,000
事業費	景観整備費	599,500	550,000	596,200	550,000
	啓発事業費	110,000	220,000	100,000	100,000
	自主事業費	519,406	350,313	657,400	222,070
負担金 補助及び 交付金	協議会等負担金	町負担			
	日本パークゴルフ協会年会費	町負担			
合 計		62,246,942	62,314,122	63,247,743	57,677,822

◆ 表6-1 令和7年度 公園の光熱水費等内訳

	電気料		水道料		灯油代		プロパンガス代	
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (ℓ)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)
4月	8,011	499,287	998	156,474	0	0	8.8	9,585
5月	10,446	559,978			0	0	0.3	3,514
6月	9,342	532,781	1,672	286,681	0	0	0.4	3,581
7月	13,825	638,186			0	0	0.8	3,853
8月	14,806	659,224	2,360	436,655	0	0	0.8	3,853
9月	12,128	586,579			0	0	1.1	4,049
10月	5,663	454,196	578	80,465	0	0	0.5	3,635
11月	10,701	568,027			0	0	0.1	3,367
12月	6,242	475,497	525	77,583	0	0	0.1	3,367
1月	4,578	434,713			0	0	0.0	3,300
2月	7,684	483,171	582	85,921	0	0	0.2	3,432
3月	8,532	499,883			0	0	0.4	3,568
合計	111,958	6,391,522	6,715	1,123,779	0	0	13.5	49,104

◆ 表6-2 令和6年度 公園の光熱水費等内訳

	電気料		水道料		灯油代		プロパンガス代	
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (ℓ)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)
4月	7,860	493,241	975	152,047	0	0	1.2	4,131
5月	9,420	528,276			0	0	0.0	3,300
6月	9,713	549,938	1,675	286,796	0	0	0.4	3,576
7月	13,012	641,100			0	0	0.4	3,576
8月	10,425	549,827	2,141	384,554	0	0	0.9	3,922
9月	12,600	577,698			0	0	0.0	3,300
10月	7,434	478,291	646	90,079	0	0	0.2	3,438
11月	13,257	615,098			0	0	0.2	3,436
12月	9,347	542,926	635	95,738	0	0	0.7	3,777
1月	3,552	403,696			0	0	0.7	3,777
2月	4,074	410,635	647	97,691	0	0	0.4	3,572
3月	7,736	485,438			0	0	0.1	3,370
合計	108,430	6,276,164	6,719	1,106,905	0	0	5.2	43,175

◆ 表6-3 令和5年度 公園の光熱水費等内訳

	電気料		水道料		灯油代		プロパンガス代	
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (ℓ)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)
4月	8,103	535,107	993	155,512	0	0	0.3	3,507
5月	10,135	551,893			0	0	0.3	3,504
6月	9,746	534,447	1,856	324,192	0	0	0.6	3,696
7月	11,743	568,502			0	0	0.7	3,753
8月	12,491	580,005	1,838	322,023	0	0	0.5	3,612
9月	12,404	571,222			0	0	0.3	3,487
10月	9,341	524,535	650	89,859	0	0	1.7	3,558
11月	7,798	483,316			0	0	1.5	4,322
12月	7,060	470,772	430	56,474	0	0	0.2	3,436
1月	3,968	408,672			0	0	0.2	3,436
2月	7,828	489,043	510	69,597	0	0	0.3	3,504
3月	9,534	517,003			0	0	0.3	3,504
合計	110,151	6,234,517	6,277	1,017,657	0	0	6.9	43,319

◆ 表6-4 令和4年度 公園の光熱水費等内訳

	電気料		水道料		灯油代		プロパンガス代	
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)	使用量 (ℓ)	料金 (円)	使用量 (m ³)	料金 (円)
4月	9,163	349,246	1,265	208,530	0	0	0.9	3,894
5月	9,218	355,320			0	0	1.1	4,062
6月	12,203	425,054	2,303	436,902	0	0	1.3	4,131
7月	13,099	475,491			0	0	0.3	3,507
8月	13,154	485,556	2,636	505,538	0	0	1.2	4,131
9月	14,144	530,182			0	0	0.6	3,708
10月	14,599	802,066	1,088	169,179	0	0	0.4	3,572
11月	13,673	625,095			0	0	0.1	3,367
12月	7,873	467,782	423	57,887	0	0	0.2	3,434
1月	3,861	298,332			0	0	0.3	3,501
2月	7,937	346,085	587	85,425	0	0	0.5	3,635
3月	8,776	309,942			0	0	0.3	3,501
合計	127,700	5,470,151	8,302	1,463,461	0	0	7.2	44,443

◆ 表 7-1 令和 7 年度 施設修繕料内訳

(単位：円)

施設	内 容	金 額
公園	ポンプ室 圧力計交換	27,500
	浄化槽エア配管塗装 エア漏れ補修 工事	330,000
	粉末消火器 設置	14,300
野球場	ロッカールーム ガス給油器リモコン交換	29,997
	TOTO プレート 設置	14,300
	ロッカールームトイレバルブ交換	20,020
	粉末消火器 交換	14,300
	審判室 ガス給油器交換	185,900
パークゴルフ場	立形水飲水洗 交換	17,930
多目的広場	北側男子トイレ 手洗い器排水管交換	27,500
	南側女子トイレ 手洗い器排水管交換	16,720
	南側女子トイレ 洗浄リモコン交換	13,640
	南側女子トイレ 洋式便所交換	20,900
	南側多目的トイレ 天井雨漏り工事	231,000
遊びの広場	散水ミスト配管交換	9,020
水辺の広場	女子トイレ バルブ交換	20,460
	多目的トイレ 水漏れ工事	52,470
	ろ過ポンプ吸入ゴムフレキ交換	61,600
合 計		1,107,557

※ 施設修繕内訳には、管理委託や景観整備事業の中で行われた修繕・購入・交換などの関係作業費も含まれています。

◆ 表7-2 令和6年度 施設修繕料内訳

(単位：円)

施設	内容	金額
公園	ハートの丘 東屋屋根工事	401,280
	引込ポール工事	259,600
	自販機シャッター他交換	54,146
野球場	散水栓交換	88,000
	1塁側女子トイレ単水栓交換	39,160
	避難誘導灯交換	143,000
	3塁側男子トイレ 小便器修繕	23,100
パークゴルフ場	券売機 新札対応ビルバリ交換	165,000
多目的広場	南側女子トイレ 手洗い器 水つまり除去工事	6,600
水辺の広場	ろ過ポンプ 吸込みチェッキ弁交換	129,360
	ろ過装置 制御盤フロートレススイッチ交換	65,419
	浄化槽ブロワー交換	165,000
合 計		1,539,665

※ 施設修繕内訳には、管理委託や景観整備事業の中で行われた修繕・購入・交換などの関係作業費も含まれています。

◆ 表 7 - 3 令和 5 年度 施設修繕料内訳

(単位：円)

施設	内 容	金 額
公 園	施設備品	62,620
野球場	高圧設備調査	79,200
	事務所照明 LED化修繕	46,200
	天井埋め込み換気扇交換	72,600
	1 塁ダッグアウト水栓交換	9,020
	自動火災報知機修繕	12,100
	内野整備	550,000
パークゴルフ場	エアコン清掃	16,500
水辺の広場	送水管修繕 漏水調査	399,300
	池クラック補修	176,275
遊びの広場	水栓交換	8,580
合 計		1,432,395

※ 施設修繕内訳には、管理委託や景観整備事業の中で行われた修繕・購入・交換などの関係作業費も含まれています。

◆ 表 7 - 4 令和 4 年度 施設 修繕 料 内 訳

(単位：円)

施 設	内 容	金 額
公 園	受水槽散水管漏水修繕	262,900
	浄化槽 ポンプスイッチ交換	66,000
	樹木剪定	94,600
	施設備品	16,500
野球場	誘導灯器具交換	99,000
	3 塁側女子トイレ污水管洗浄	17,600
	3 塁側男子トイレ小便器 バルブ交換	20,900
	掲揚ポール ロープ交換他修繕	247,874
	内野整備	880,000
多目的広場	南側女子トイレ自動水栓交換	62,700
遊びの広場	砂場水栓取替	17,270
	南側多目的トイレ大便器交換	180,400
水辺の広場	手洗い器 立水栓 交換	16,500
	池補修工事	77,000
	次亜設備更新工事	440,000
合 計		2,499,244

※ 施設修繕内訳には、管理委託や景観整備事業の中で行われた修繕・購入・交換などの関係作業費も含まれています。

野球場及び多目的広場等管理委託料内訳

◆ 表 8-1 中井町シルバー人材センターの作業状況

(単位：円)

作業内容	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
公園内トイレ清掃（週1回：2人） 園内ゴミの回収・運搬（月2回：1人）	6,749,473	9,232,656	12,456,400	12,500,000
野球場管理（常時：1人）				
多目的広場・水辺の広場・遊びの広場等 管理 （常時：1人）				
パークゴルフ場管理（常時：2人）				

◆ 表 8-2 その他の作業状況

(単位：円)

作業内容	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
野球場・多目的広場・パークゴルフ場維持管理業務（芝刈り、施肥、散水、転圧、整地、塩カル散布等）	22,000,000	22,000,000	19,800,000	15,400,000
公園内の管理業務（必要に応じて実施） ・中井中央公園コミュニティ広場（ハートの丘・遊びの広場・水辺の広場）の芝地の除草・施肥及び雑草の刈り込みや補修必要箇所の整備 ・公園内の樹木に殺虫剤散布等				

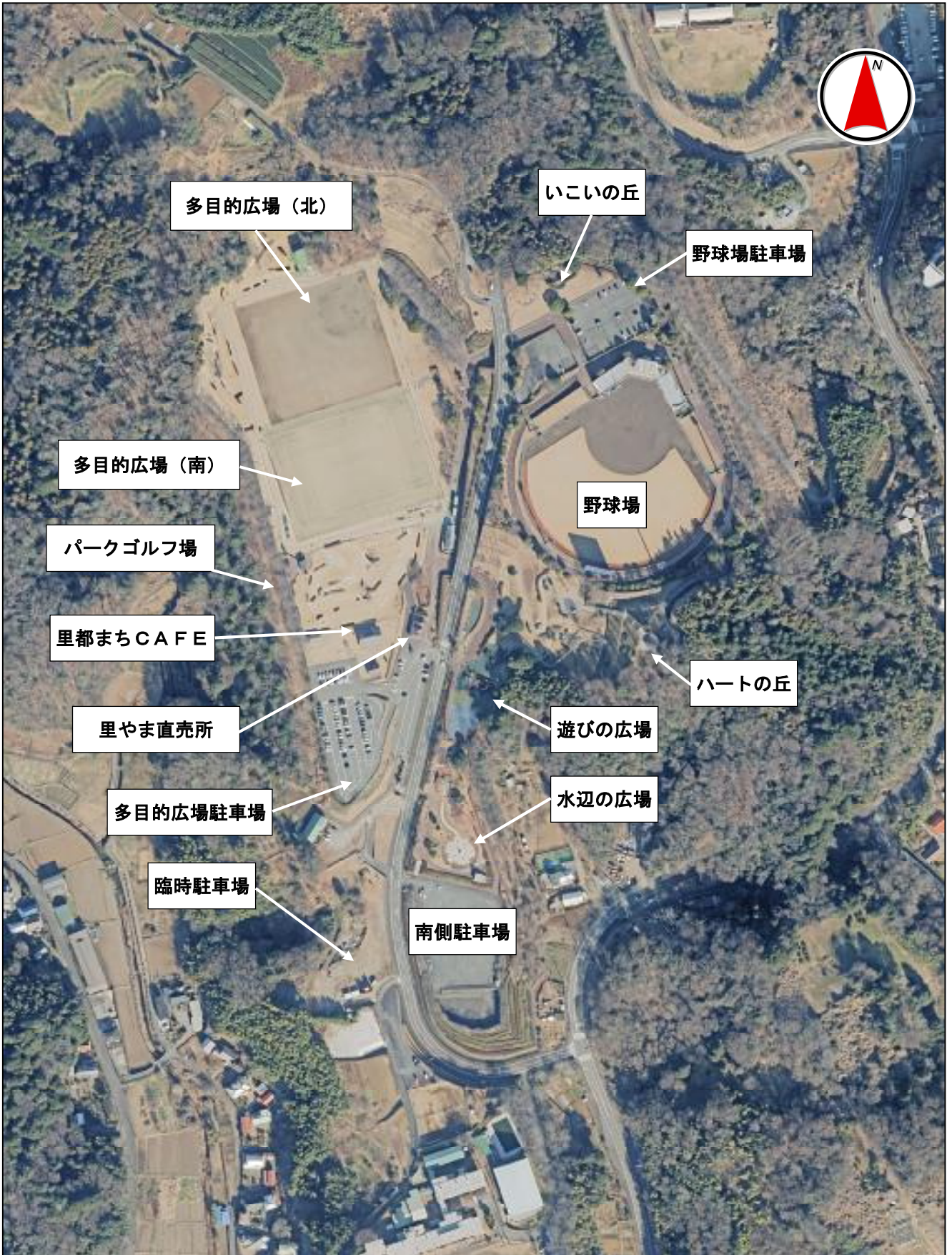
指定管理者（候補者）選定の審査評価ポイント

事業計画の項目	評価の内容
1. 組織経営の安定	① 団体の資金力が十分で経営状況が安定しているか。 ② 施設の管理運営に精通（経験や知識は優れている）しているか。 ③ 過去に施設管理、事業の実施等同様な業務に関する実績があるか。
2. 施設の適正な管理運営の基本的な理念	① 施設の設置目的等を理解し、特徴に合致した管理運営方針となっているか。 ② 施設管理を代行する取り組みに対する考え方は適切か。 ③ 施設管理に対する意欲や熱意が十分にあるか。
3. 法令及び条例等の遵守	① 法令等を遵守する体制を備えているか。 ② 個人情報の保護や情報公開制度を理解し、体制を整備しているか。 ③ 業務上把握すべき法令等を整理し、従業員に周知する体制を整えているか。
4. 運営体制、人員配置	① 従業員の適切な配置や研修の実施等、具体的な方策が示されているか。 ② 町民雇用の体制整備に努めているか。 ③ 指定する業務について、従事者は町民を優先とした雇用促進を満たしているか。
5. 施設運営の基本的な考え方、運営方針	① 現行の運営体制が把握されており、費用対効果（経費削減）に配慮した施設運営及び効率的な体制が計画されているか。 ② 住民の平等な利用が確保されるか。 ③ 利用者の立場に立ったサービスの向上、集客効果が期待できるか。 ④ 障がい者及び高齢者の利用に際して配慮がされているか。 ⑤ 利用者ニーズを把握し、取組みに反映するための工夫がなされているか。 ⑥ 苦情、要望等に対する連絡体制、対応方法が明確であるか。
6. 業務水準の維持・管理、向上方策	① 現行の業務水準が確保される十分な維持管理計画となっているか。 ② 保守点検等の頻度、管理内容の向上等、具体的な方策が示されているか。 ③ 再委託に対する適正な計画（委託理由、事業者の活用等）が示されているか。 ④ 施設・物品の管理及び修繕の取り組み方はどうか。 ⑤ 経費の削減に努め、施設の快適性の向上に寄与するものとなっているか。 ⑥ 環境に配慮した取り組みになっているか。 ⑦ 園内施設の芝の管理の取り組み方はどうか。 ⑧ 植栽管理の取り組み方はどうか。

事業計画の項目	評価の内容
7. 保安・警備計画 (危機管理)	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の安全確保や秩序の維持を考えているか。 ② 防災、防犯、警備、事故防止策等の対応が適切に配慮されているか。 ③ 緊急時に迅速な対応ができる組織体制が整備されているか。 ④ 現金、書類等の管理方法が適切であるか。
8. 実施事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者ニーズを考慮し、特色ある優れた提案(自主事業・広報事業等)がなされているか。 ② 地域や施設の特性を反映した提案となっているか。 ③ 利用者の利便性及び満足度の向上につながり、施設の利用促進を促す提案となっているか。 ④ 施設の公共性、利用の公平性を損なわない実施計画となっているか。 ⑤ 実現性を裏付ける根拠が示されているか。(過去の実績など)
9. 管理費	<ul style="list-style-type: none"> ① 収支計画は、指定管理業務を実施するうえで妥当なものになっているか。 ② 利用料金が適切に設定されており、利用料金その他の収入の予測の根拠は、妥当なものとなっているか。 ③ 提案された管理内容の実施に当たり、効率的で妥当な管理経費を算定しているか。 ④ 経費削減や事業収益向上の創意工夫が見られ、妥当なものとなっているか。 ⑤ 経費の積算根拠が明確かつ妥当なものとなっているか。

図1

中井中央公園 全体図



参考資料 1

有料の公園施設の利用料金（現指定管理者による料金設定及び運用）

区 分				単 位	金 額	
野 球 場	グラウンド	職 業 人		2時間	15,420円	
		社会人 大学生	町内の団体	2時間	7,700円	
			町外の団体	2時間	15,420円	
		高校生	町内の団体	2時間	4,620円	
			町外の団体	2時間	9,240円	
		中学生 小学生	町内の団体	2時間	3,060円	
	町外の団体		2時間	6,140円		
	付属施設	照明設備	全部を点灯する場合		1時間	7,710円
			3分の2を点灯する場合		1時間	4,620円
		スコアボード（電光掲示の利用に限る）		1時間	500円	
		放送施設		1時間	500円	
		ロッカー室（シャワー室を含む）		1室 1回	3,000円	
		審判控室		1時間	200円	
本部室		1時間	200円			
会議室1、会議室2		1室 1時間	300円			
バッティングゲージ類		1式 1回	3,000円			
多 目 的 広 場	グラウンド （北側）	運動競技会その他これに 類するもの	町内の団体	半面 1時間	1,020円	
			町外の団体	半面 1時間	2,050円	
		運動競技会その他これに類するもの以外 のもの		半面 1時間	5,140円	
	グラウンド （南側）	運動競技会 その他これ に類するも の	職業人		2時間	20,000円
			社会人 大学生	町内の団体	2時間	6,500円
				町外の団体	2時間	13,000円
			高校生	町内の団体	2時間	3,900円
				町外の団体	2時間	7,800円
			中学生 小学生	町内の団体	2時間	2,600円
	町外の団体	2時間		5,200円		
	運動競技会その他これに類するもの以外 のもの		2時間	20,000円		
	パークゴルフ場	大人（高校生以上）		1回	200円	
		小人（中学生以上）		1回	100円	
貸 靴		1足	50円			

※多目的広場グラウンド（南側）は令和5年4月1日料金改定

◆施設利用者の範囲

- ・登録された団体が予約・申請手続きを行うことができます。
- ・「町内の団体」とは中井町・二宮町・大磯町・大井町・開成町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町・秦野市・伊勢原市・平塚市内・小田原市・南足柄市に在住又は在勤者で過半数構成する団体をいい、「町外の団体」とは、「町内の団体」以外の団体をいいます。

◆野球場

使用時間の制限

- ・平日：制限なし
- ・土・日・祝日：1団体につき1日6時間、1ヶ月内12時間以内

※使用日が土・日・祝日であっても、使用日の10日前以降は、月12時間以内という制限の対象外となり、空いている時間を予約・申請することができます。

※承認された時間内に準備と片付けを済ませてください。

◆多目的グラウンド

【北側】軟式野球、ソフトボール等

※硬式、準硬式野球の利用は出来ません。中学生以上の団体は、なるべく野球場をご利用ください。

【南側】サッカー等

芝生グラウンド 注意事項

※石灰の利用はできません。ラインを引く場合は利用日の1週間前までにお知らせください。

(有料)

公園内における行為の利用料金（現指定管理者の料金設定）

区 分	単 位	金 額
物品の販売又は配布	1日	210円
競技会その他これに類するもの	1時間	210円
集会、展示会その他これに類するもの	1平方メートル 1日	2円
業として行う映画の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音若しくは放送	1日	1,080円
興行	1日	2,160円

参考資料2

有料の公園施設の利用料金（条例による料金の上限）

区 分			単 位	金 額		
野 球 場	グラ ウ ン ド	職 業 人		1 時間	7, 7 1 0 円	
		社会人 大学生	町内の団体	1 時間	3, 8 5 0 円	
			町外の団体	1 時間	7, 7 1 0 円	
		高校生	町内の団体	1 時間	2, 3 1 0 円	
			町外の団体	1 時間	4, 6 2 0 円	
		中学生 小学生	町内の団体	1 時間	1, 5 3 0 円	
	町外の団体		1 時間	3, 0 7 0 円		
	付 属 施 設	照明設備	全部を点灯する場合		1 時間	7, 7 1 0 円
			3分の2を点灯する場合		1 時間	4, 6 2 0 円
		スコアボード（電光掲示の利用に限る）		1 時間	1, 5 0 0 円	
放送施設		1 時間	5 1 0 円			
ロッカー室（シャワー室を含む）		1 室 1 回	3, 0 8 0 円			
審判控室		1 時間	2 0 0 円			
本部室		1 時間	2 0 0 円			
会議室 1、会議室 2		1 室 1 時間	3 0 0 円			
バッティングゲージ類		1 式 1 回	3, 0 8 0 円			
多 目 的 広 場	グラ ウ ン ド （北側）	運動競技会その他これに類するもの	町内の団体	半面 1 時間	1, 0 2 0 円	
			町外の団体		2, 0 5 0 円	
		運動競技会その他これに類するもの以外のもの		半面 1 時間	5, 1 4 0 円	
	グラ ウ ン ド （南側）	運動競技会その他これに類するもの	職業人		1 時間	1 0, 0 0 0 円
			社会人 大学生	町内の団体	1 時間	3, 2 5 0 円
				町外の団体	1 時間	6, 5 0 0 円
			高校生	町内の団体	1 時間	1, 9 5 0 円
				町外の団体	1 時間	3, 9 0 0 円
			中学生 小学生	町内の団体	1 時間	1, 3 0 0 円
				町外の団体	1 時間	2, 6 0 0 円
	運動競技会その他これに類するもの以外のもの		1 時間	1 0, 0 0 0 円		
	パークゴルフ場	大人（高校生以上）		1 回	2 0 0 円	
		小人（中学生以上）		1 回	1 0 0 円	
貸 靴		1 足	5 0 円			

公園内における行為の利用料金（条例による料金の上限）

区 分	単 位	金 額
物品の販売又は配布	1 日	2 1 0 円
競技会その他これに類するもの	1 時間	2 1 0 円
集会、展示会その他これに類するもの	1 平方メートル 1 日	2 円
業として行う映画の撮影又はラジオ若しくはテレビの録音若しくは放送	1 日	1, 0 8 0 円
興行	1 日	2, 1 6 0 円



中井中央公園